

第161号 R7(2025) 2.25	不法投棄情報なごの	発行：長野県環境部 資源循環推進課
TEL 026-235-7203 FAX 026-235-7259 メール junkan@pref.nagano.lg.jp 不法投棄ホットライン 0120-530-386 (フリーダイヤル)		

不法投棄・野外焼却の根絶に向け、皆様の御協力を御願います。

令和6年度の不用品回収業者への立入検査結果をお知らせします。

市町村と連携し、県内（長野市及び松本市を除く）の不用品回収場所に立入り、違法行為の有無等の検査と回収品の残置や廃棄物の不適正処理を行わないよう、必要な指導を行いました。

立入検査の結果

○実施期間：令和6年4月～12月

○実施場所：不用品回収業者 86か所 74事業者
有害使用済機器保管等事業者 7か所 6事業者

○家電4品目の確認数 総数 455台 前年度比 83.8% (R5年度 543台)

品目名	R6 (台)	R5 (台)	前年度 比%	品目名	R6 (台)	R5 (台)	前年度 比%
テレビ	112	295	38.0	冷蔵庫	62	69	89.9
洗濯機	79	35	225.7	エアコン	202	144	140.3

○回収品の内容

回収品のほとんどは一般家庭から排出される物で、中古品等として取り扱われる自転車・農機具・家電品・金属くずなどであった。再使用に適さない（破損や旧年式等）廃棄物に該当すると判断できる家電品等も見受けられた。

○主な指導内容

- ・回収物は適正に保管すること
- ・回収場所から廃棄物や不用品が生じた場合、廃棄物として適正に処理し、過剰保管しないこと
- ・無許可で一般廃棄物の収集運搬を行わないこと 等

長野県は、これからも市町村と連携して不用品回収業者への立入検査を実施し、廃棄物の処理の適正化に向け取り組んでまいります。